

COP10 最終速報

2004 年 12 月 13 日(月)～18 日(土)

アルゼンチン ブエノスアイレス

2004 年 12 月 22 日

蛭田 伊吹

阿部 秀樹

矢尾板 泰久

経済産業省、GISPRI、IGES、IETA が開催したサイドイベント

【テーマ】途上国でのエネルギー問題対応でのグローバルな協力

【日 時】12 月 13 日 18～20 時

【参加者】百数十名

【概要】

エネルギー効率化や再生可能エネルギー等の技術移転を含む将来における途上国のエネルギー問題に対する地球規模での協力体制について、日本を始め、中国、インド、米国の専門家及び政府代表との意見交換を目的に行われ、「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会将来枠組み検討専門委員会中間とりまとめ」について活発な議論を行った。

【内容】

・基調講演：石谷久氏(慶應義塾大学)

グローバルなエネルギー問題に関して、「産構審地球環境委員会将来枠組み検討小委員会の中間とりまとめ」のプレゼンテーションを行い、2030年までに世界のエネルギー需要は、60%増加し、途上国でのエネルギー投資は、7.9兆米ドルに達することを指摘した。キャパシティービルディングに関する政府協力、エネルギー効率改善での民間部門との協力、発展途上国自体が投資国となるユニラテラルCDMプロジェクトの奨励、追加性テストとベースライン手法の簡素化を含め、エネルギー問題で可能な解決法を明らかにした。

・ Chandrashekhara Dasgupta 氏 (インド大使)

中間とりまとめについて、エネルギーセクターにおける地球規模の実践的な協力構造を提案するものだとし、京都議定書の代替案ではなく京都議定書の措置を生かした上で新しい提案を提供している点を挙げて高く評価した。また CDM は途上国での排出量緩和ではマージナルな役割しか果たさないと述べ、原子力エネルギーでの CDM プロジェクト策定、技術移転へのソフトクレジットの利用、コスト削減のための技術研究のアウトソーシングを提案した。

・ Gao Feng 氏 (中国・外務省)

中間とりまとめについて、現状をベースに議論している点を高く評価し、すべてには同意できないものの将来枠組みをこの方向で議論していくことは正しいと述べた。同時に、この提案は国際レベルでの政策コンサルテーションに利用できると述べた。中国の現状としては、今後 50 年のエネルギー消費増加による排出量の増加を認めた上で、今が中国の経

済にとっての歴史的な飛躍のチャンスであることを訴えた。

・小西正樹大使（外務省）

低炭素経済に向けた行動の可能性を列挙したが、これには、ライフスタイルの変更、CDM プロジェクトの実施、技術移転のための貿易と開発の統合、そして現在・将来の国際政策枠組みに普遍的な参加を得るためのインセンティブとして技術を用いることが含まれている。

・ Andrei Marcu 氏（IETA）

中間とりまとめに対して、新しい道を探求する素晴らしい作業だとし、高く評価した。技術の開発と移転では市場メカニズムが中心的な役割を果たすことを強調し、資本をコスト効果の高い形で活用することが主な政策ドライバーであることを明らかにし、気候変動について国別のアプローチではなく部門別のアプローチにシフトすることを主唱した。

・森島昭夫氏（IGES）

日本のエネルギー効率化の現状とその経緯（オイルショック、トップランナー政策、省エネ法、政府による R&D 支援等）および技術の研究開発の取り組みについて説明した。又、2005 年 3 月までに気候変動対策推進大綱の見直しを行っていることを紹介した。

・ Harlan Watson 氏（US・Head of Delegation）

中間とりまとめについては、政治的な現実をベースとした非常に利用価値のある研究であること、及び、外部の専門家や US や中国といった国々ともインフォーマルに意見交換を行ったこと等を指摘し高く評価した。エネルギー部門の直接投資額では、民間部門が全体の 90%を占めていると述べ、途上国での持続可能な開発政策の中で、気候変動を主流のものとすることの重要性を強調し、貧困削減と気候変動の両方に効果がある解決策を呼びかけた。

上記のプレゼンテーションに対し、数値目標・約束期間・技術革新に関してなどの活発な質疑が行われた。



（パネリスト）



（会場風景）

COP における CDM 理事会の報告及び議論 (COP Agenda item 7)

COP10 は長い間あちこちでくすぶっていた CDM 理事会に対する産業界の不満が爆発した場であった。しかし、CDM 理事会が CDM をビジネスとして魅力的なものにするよりも環境保護性に目を光らせ慎重な態度をとっているのは、元はといえば京都議定書の締約国の意向によるものである。CDM 理事会はあくまでも彼らのマンデートの下で作業しており、従って締約国からの要請がよりビジネスにとっても魅力的な CDM にせよ、という動きになれば CDM 理事会もそのような性質になることが期待される。実際、産業界からの圧力によるところなのか、今回は締約国が CDM をより活用しやすいものにするために CDM 理事会に様々な要請を行った。17 日 (最終日) に開催された全体会合では CDM に関するガイダンス (決定文書 FCCC/CP/2004/L.2) が採択された。ガイダンスの概要は以下のとおり:

- ・ ベースライン及びモニタリング新方法論及び追加性について
 - CDM 理事会が作成した追加性を証明するツールについて、一部の締約国は懸念を示しており、締約国の意見を考慮しつつ今後も見直しを続ける。
 - 今までカバーされていない分野、特に運輸部門、エネルギー効率化、地域暖房といった分野の新方法論を提案するようプロジェクト参加者を奨励すると共に、そのような方法論が出てきた場合には優先的に検討し、統合した方法論とすることを CDM 理事会に求める。
 - CDM 理事会は、承認された方法論をプロジェクトカテゴリーや適用条件毎に整理したデータベースを作成する。
- ・ OE の信任
 - 以下の運営機関を信任する。
 - ◇ Japan Quality Assurance Organization
 - ◇ Det Norske Veritas Certification Ltd
 - ◇ TUV Industrie Servicee GmbH TUV SUD Group
 - ◇ Societe General de Surveillance UK Ltd.
 - 途上国に所在する OE の申請を促進するためにキャパシティビルディングを行う。
- ・ CDM 理事会の手続きの透明性について
 - 作業の透明性を確保する既存及び新しい方法を考える。(CDM 理事会やパネルの報告書、関係者とのコミュニケーション等)
 - CDM 理事会は会合への出席をメンバー、代理メンバー及び事務局に限定することができるが、その場合は京都議定書締約国や UNFCCC に信任されているオブザーバーや関係者にプラスして、京都議定書非締約国も傍聴可能にする。なお、CDM 理事会は会合を非公開にする権限を持つ。
- ・ 他の条約との関係について
 - SBSTA は、特にモントリオール議定書のような環境条約の目的と CDM プロジェ

クト活動の実施との関係について(HCF23 を破壊して CERs を獲得することを目的に HCFC22 の新規施設を設立するといった行動等) 検討し、COP/MOP1 にレコメンデーションを提出する。

・ その他 CDM 全般

- CDM は環境に優しい技術のノウハウの移転につながらなければならない。
- 附属書 I 国は、非附属書 I 国 (特に LDCs 及び AOSIS) のキャパシティビルディング等を行う。
- CDM 作業の資金不足について深い懸念を示し、締約国には資金提供を求める。

今後、このガイダンスに従って CDM 理事会は作業を加速させていくことになる。なお、2005 年度理事会のメンバーには、岡松氏に替わって藤富正晴氏 (日本エネルギー経済研究所アジア太平洋エネルギー研究センター所長) がアジア代表として決定した。

気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について (SBSTA Agenda Item 3)

当議題の下では、前半、適応措置のワークショップを受けてワークショップに対する評価や学んだ点および今後の活動等について意見交換が行われたが、11 日以降はインフォーマルコンサルテーションや 13 日の 2 回のコンタクトグループ会合で結論案の細かい内容について夜中まで議論が続けられた。

まず適応対策の作業プログラム (国内で採用すべき措置等) を採用しようというアルゼンチン提案について議論し、アフリカ・グループが賛成した。この提案は、適応措置についての具体的にどのようなアクションをとるべきかを示すものである。特に南アフリカは、作業プログラムで既にある適応に関する知識を利用することを強調し、中国はこの提案を SBSTA へ提出する決定書案の中に入れることを提案した。EU は SBSTA、SBI、COP の役割分担を明確にすること、適応措置のみでなく、気候変動の影響や脆弱性についても盛り込むべきだと述べた。日本は適応措置の重要性を認めた上で、Dec 5/CP7 (条約 4 条 8 項と 9 項の実施) に関する議論も考慮し、2 つの議題の間で一貫性を持たせることを強調した。US は、アルゼンチン提案を認めた上で、Dec5/CP7 の実施が終わるまで決定案に盛り込むのは重複になるため延期することを提案した。オーストラリアは EU と共に、作業プログラムの枠組みのみ決定し、プログラムの詳細は今後決定すれば良いとした。

14 日の SBSTA 全体会合では、Warrilow 共同議長から、コンタクトグループは意見をまとめられなかったことが報告され結論案 (FCCC/SBSTA/2004/L.31) が提出された。サウジアラビアとロシアは、コンタクトグループ会合での内容が反映されていないとして採択を否定した。その後非公開コンサルテーション等が行われたが合意には至らず、結局、括弧を付け一部の締約国の懸念点は結論の中では検討されていないという一文を付け加えた形で COP 議長に提出し、COP で更なる議論を行うこととした。

17 日に開催された COP 全体会合では L.31 の内容が Agenda item4 (e) 条約 4.8 条の実

施の下で検討された。実際の議論は非公開で行われたためどのような協議が行われたのかは分からないが、最終的には COP 議長案として以下の決定書が採択された (FCCC/CP/2004/L.16。パラ 23-25)。

- ・ SBSTA は当議題について 5 年間作業プログラムを作成する。検討する問題は次の通り：方法論、データ、モデリング、脆弱性評価、適応計画、措置及び行動、持続可能な開発への組み込み。(パラ 23)
- ・ プログラム作成を促進するために SB22 会期中にワークショップを開催する。(パラ 24)
- ・ 2005 年 3 月 31 日までに締約国は作業プログラムについての意見を事務局に提出する。(パラ 25)

緩和措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について (SBSTA Agenda Item 4)

当議題では、緩和措置に関するワークショップを受けて、適応措置アジェンダと同じく、ワークショップに対する評価、学んだ点、次回 (SB22) において同様のワークショップを開催するか否か、開催する場合の焦点は何か等について意見交換が行われた。

コンタクトグループでは、ワークショップの内容以外にも今後 COP11 までどのように作業を進めていくかについても意見交換され、細かい結論案の内容についてはインフォーマルコンサルテーションで議論が行われた。

13 日には、再び公開の場で結論案に盛り込む内容について議論が進められた。特に SB22 で開催する予定のワークショップの内容について、G77+China は緩和の社会経済的側面や技術協力に注目することを強調し、EU は実践的な経験の一貫として規制枠組みや co-benefit についても議論することを勧めた。その他、カナダ、US、日本等は特にエネルギー効率化や再生可能エネルギーについて特に取り扱うように求めたが、サウジは、CO₂ 以外の GHG や土地利用変化にも興味があることを述べ、特にエネルギーの問題だけに偏るような内容には反対した。議論は最後までにまとまらず、SBSTA 全体会合には括弧が付いたままの結論案 (FCCC/SBSTA/2004/L.27) が提出され採択された。L.27 の概要は以下のとおり：

- ・ 多くの既存の技術には GHG 削減ポテンシャルがあり、持続可能な開発にも貢献する。それら技術の活用を阻害する要因を取り除く努力を更に行う必要がある。なお、新技術の革新・配備・普及は長期的な気候変動の緩和に欠かせない。
- ・ SB22 の会期中にワークショップを開催し、持続可能な開発に貢献する緩和の機会や解決策について引き続き情報や経験談の交換を行う。トピックとしては以下の 2 つ：
 - 緩和技術の革新・配備・普及に影響を及ぼす要素 (国際社会の協調的取り組みや障壁の同定及び撤去を含む。)
 - 緩和措置の社会経済的側面 (例えば費用、便益、co-benefit、貧困削減及びスピルオーバー効果を含む経済的な影響)

国際航空輸送および海上輸送に使用する燃料からの排出量 (SBSTA Agenda Item 5-C)

SBSTA は、国際民間航空機関 (ICAO) と国際海事機構 (IMO) との作業継続、および UNFCCC、ICAO、IMO、IPCC の各事務局間で現在行われている、国際航空輸送および海上輸送からの排出量に関する問題での協力に留意した。SBSTA は、UNFCCC 事務局に対し、SB22 までに手法問題に関する情報を作成するよう要請した。

議定書 7.4 条規定の登録簿システムについて (SBSTA Agenda Item 5-F)

COP は締約国に対し、2005 年 5 月までに、国内取引簿および補足取引簿の管理者として指名する組織がどこか事務局に連絡するよう要請する。COP は、ITL 管理者に対し、特に次のことを要請した。

- ・登録簿システムについて標準化試験と第三者による評価報告を含め、また ITL により実行される自動照合を含めた、データ交換基準の実施を確実にする措置を含める。
- ・自動照合を含めた ITL の機能に関する情報を一般に公開する。
- ・特に、ITL での標準化試験と第三者評価報告の準備に関して、議定書の締約国である非附属書 I 締約国出身の専門家の参加を容易にする。

SB22 で更なる検討が行われる議題

最後発開発途上国基金 (LDC 基金)、気候変動特別基金 (SCCF)、非附属書 I 締約国による第二回および当てはまる場合は第三回の国別報告書の提出、政策措置、議定書 2.3 条 (政策措置の悪影響) を含めたいくつかの問題に関する交渉は、終了せず、これらの問題は、さらなる検討のため、SB22 に送られた。

閣僚級会合

四項目をメインテーマとした閣僚級会合が開催された。地理的バランスなどを考慮し、一項目につきモデレーターとパネリスト (6 名 ~ 7 名) からなる閣僚と各国代表団団長をパネルメンバーとした討論が行われた。

「10 周年の枠組条約 ; 成果と将来の課題」 12 月 15 日 (水) 15:00 ~ 18:00

この閣僚級会合には、日本の小池環境大臣も出席し発言した。モデレーターおよびパネリスト各国の主な発言内容は以下の通り。

チリ (モデレーター)

- ・今回の会議は行動への第一歩である。
- ・輸送部門の GHG 排出量が増えていることに注意しなくてはならない。
- ・観察、研究、支援は十分ではなく、CDM を含めた支援の充実が必要。
- ・2013 年以降の前に、京都議定書の有効性を考え直す必要がある。

中国 (パネリスト)

- ・気候変動問題は、持続可能な開発と一緒に考えなくてはならない。

- ・先進国の中で GHG 排出量が増加している国、多量排出国で京都議定書を批准していない国を非難する。
- ・条約に基づき、共通だが差異のある責任を忘れてはいけない。
- ・技術移転については、長期的視点で考えなければいけないが、メカニズムが十分でないため、技術移転がしっかり行われていない。
- ・官と民の協力が必要。特に CDM 分野での協力が必要。

インド（パネリスト）

- ・1990 年より 2000 年の方が附属書 締約国の GHG 排出量が増えていることを非難する。
- ・条約の実行を早め、気候変動に対する技術開発を先進国がやらなくてはならない。
- ・気候変動に関する技術開発を先進国がやらなくてはならない。

日本 小池環境大臣（パネリスト）

- ・各国は、ベルリンマンデード・マラケシュ合意・京都議定書などの国際合意を繰り返し広げてきた。京都議定書の発効は、GHG 削減としては小さな一歩かもしれない。しかし、世界各国が手を取り合って挑戦するという事は大きな前進だ。
- ・現在、日本では、地球温暖化推進大綱を見直している。日本の排出量は8%ほど増加している。経済成長を維持する一方で、日本の削減目標を達成するには、エネルギー部門での追加的政策措置が求められている。
- ・アジア、太平洋ワークショップを毎年開催している。過去に 14 回開催している。
- ・条約の究極目標のために全ての国が協力しなくてはならない。世界での気候変動は、世界各国が協力しなくてはならないことを示している。

キリバス（パネリスト）

- ・京都議定書は、最初の国際的な合意で大きな前進である。米国が京都議定書を批准していないことを非難する。
- ・先進国はコミットメントをして GHG 排出量を下げなくてはならない。発展途上国もコミットメントをして GHG 排出量を下げなくてはならない。
- ・海面上昇によってキリバスは消滅するかもしれない。サバイバルの時を迎えている。

オランダ（パネリスト）

- ・気候変動は国際的な問題なので、国際的な解決が必要。
- ・京都議定書は通過点。ヨーロッパでも熱波、洪水などの異常気象が増えている。
- ・国土の 50%以上が海拔 0m 以下なので、500 億ユーロ以上の予算で防波堤を高くした。
- ・毎年、EU は途上国支援のために、3 億 9500 万ユーロを充てている。
- ・気温上昇を産業革命前と比べて 2 以内に抑えなければいけない。

米国（パネリスト）

- ・米国は 50 億ドル以上を科学技術に投資し、水素、原子力、再生可能エネルギー、炭素隔離などを推し進めている。
- ・1990 年以来、米国だけで発展途上国のために 20 億ドル以上も支援している。

- ・現在の科学では、気温上昇を抑えるために GHG 排出量を幾らに抑えるべきか分からない。
- ・京都議定書によって教訓も得た。京都議定書のトップダウンアプローチは良くない。教訓を活かさなくてはいけない。ただ規制をすれば良いというのは間違っている。
- ・人口増加や経済発展などにより発展途上国が GHG 排出量を減らすことは有り得ない。何か大きな「特効薬」が必要。

ロシア（パネリスト）

- ・京都議定書発効を嬉しく思う。京都議定書批准国は貢献しているといえる。京都議定書のもとでの目標値を各国が達成しても十分ではない。更なる努力が必要。
- ・既に果たされた約束の有効性を研究しなくてはいけない。

「気候変動の影響、適応策及び持続可能な開発」12月16日（木）10:00～13:00

モデレーターおよびパネリスト各国の主な発言内容は以下の通り。

ツバル（モデレーター）

- ・京都議定書を基盤として、適応と緩和を推進していくことが大事。
- ・運輸部門の GHG 排出量が増加しているので、持続可能な開発をしなくてはいけない。
- ・適応を積極的に推進しなくては、持続可能な開発は上手く機能しない。

オーストラリア（パネリスト）

- ・気候変動の衝撃を下げる事が出来ないので、適応をしなくてはいけない。
- ・情報の共有により、適応を上手く取り込める。
- ・適応と緩和のためには、持続可能な開発と経済がしっかりしていることが大事。
- ・地域的なワークショップを開催すべき、持続可能な開発のセミナーを2005年開催すべき。

バングラディッシュ（パネリスト）

- ・6ヶ月前、台風による洪水のため1千以上が死亡、百万人以上が家を失った。
- ・バングラディッシュの主なエネルギーは天然ガス、石炭は使用していない。地球温暖化をもたらせたのは誰か？ 植林と再植林を推進すべきであり、先進国の支援を求める。

ハンガリー（パネリスト）

- ・（ペルジャーニ氏） 私が今朝ホテルの洗面台にて剃刀をする時、水が洗面台から溢れ出して床にこぼれた。私は咄嗟にタオルも持って床を拭いた。しかし、私は蛇口を止めてから床を拭くべきであった。緩和をしてから適応をすべきであった。
- ・母なる地球は、誰が地球温暖化の責任を持っているか気にしていない。全ての国が排出量を削減する努力をすることが大事。
- ・ハンガリーは内陸なので海面上昇を見ることは無いが、渇水と砂漠化が進行しており、降水量が増えている。
- ・砂漠化条約、森林条約などの色々な条約と結びつくことが大事。

メキシコ（パネリスト）

- ・気候変動は経済損失と人の死をもたらす。

- ・適応は、緩和が出来ないことによる代替物であってはならない。

セネガル（パネリスト）

- ・セネガルと西アフリカも異常気象を受けている。気候変動の影響と考える。
- ・洪水が発生し、バッタが異常発生した。これも気候変動の影響と考える。
- ・適応のために技術と資金援助を求める。GEFの資金援助も履行されなくてはならない。

イギリス（パネリスト）

- ・EUは、毎年3億9600万ユーロを発展途上国に支援する。
- ・来年、気候変動のセミナーを開催することを希望する。

「技術と気候変動」12月16日（木）15:00～18:00

モデレーターおよびパネリスト各国の主な発言内容は以下の通り。

ブラジル（モデレーター）

- ・温暖化防止のための行動は持続可能な開発と貧困撲滅を促進すべき。

スイス（パネリスト）

- ・持続可能な開発が持続的な気候政策の柱であり、スイスが「厳しい」輸送時の排出問題に欧州のパートナーとともに取り組んでいると述べた。
- ・途上国で再生可能エネルギーを展開するために協調努力を行っている。

ノルウェー（パネリスト）

- ・技術は重要。技術が議定書のような条約に取って代わることは出来ない。
- ・各国が2013年以降の期間に対応していくことを要請する。

EU（パネリスト）

- ・気候にやさしい技術の研究開発、利用、および世界規模の普及を促進するための奨励金制度の施行が必要。

マレーシア（パネリスト）

- ・京都議定書のメカニズムを歓迎するが、公的奨励金なくしては技術移転が機能しない。
- ・附属書I締約国に対して利用可能な気候関連技術目録の提供を求める。

モザンビーク（パネリスト）

- ・アフリカでCDMプロジェクトが進展していないことに失望している。途上国が緩和技術と適応技術の両方が必要とある。

南アフリカ（パネリスト）

- ・気候変動対策には政治史的意志を要する。専門知識に関する地域センターでの資金とキャパシティービルディング両面の振興を求める。

「気候変動の緩和；政策とその影響」12月16日（木）15:00～18:00

モデレーターおよびパネリスト各国の主な発言内容は以下の通り。

スペイン（モデレーター）

- ・中長期戦略では、投資環境の安定化、資金の安定的供給が必要。そのためには長期的なコミットメントが必要。
- ・政策のSDへの統合が必要。CO2削減に矛盾する政策はもはや受け入れられない。
- ・全ての国が参加するレジームが必要。途上国は、今後更に努力する必要があるが、国際協力によりキャパシティービルディング、生産構造の多様化などが必要。
- ・COPで分かったことは、気候変動には適応しなければならないということ。より効果的な緩和措置をとることで、更に効果的な適応措置が可能になる。緩和措置と適応措置を組み合わせる考えなければならない。

コロンビア（パネリスト）

- ・コロンビアは脆弱な国であるため、気候変動問題は優先度の高い問題。
- ・CDMは附属書I国の京都議定書の目的に達成するのに整合的であり、途上国に対する援助も可能にするため効果的なメカニズムであるが、単なるカーボンマーケットになってしまってはならない。資金を出している国は便益に対するプレミアムを支払って欲しい。
- ・LULUCF関係もコロンビアにとって大事。
- ・緩和のためだけの措置でなく、他にも様々な便益がある措置を実施しなければならない。

フランス（パネリスト）

- ・適応と緩和は対をなす。緩和をしなければ影響が大きすぎて適応することも出来なくなる。
- ・ヨーロッパレベルでは、EUETS、再生可能エネルギー、エネルギー効率化、バイオ燃料、エコ設計などに関する様々な指令がある。
- ・2004年7月からは、気候計画で達成したら京都議定書以上の結果を出せるものを実施している。（60項目以上）例えば：
 - 国全体への情報普及のためのキャンペーン
 - 運輸セクターへの取り組み バイオ燃料3倍にする予定。（仏）
 - エコロジカルな生活の促進
 - 産業セクターへの取り組み 生産に再生可能エネルギーを利用していれば税を40%還付
- ・2005年以降は、EUETS及び農業への取り組みが始まる。
- ・2010年以降は、更なる研究（技術的なブレークスルー）が必要。
- ・全てに環境コストを考慮すること。無策の場合、一番コストがかかる。

ケニア（パネリスト）

- ・京都議定書を達成することは、今の私たちが出来る最低限のこと。これだけでは十分ではない。なお、附属書I国のGHG排出量が低減しているのは、先進国の努力ではなく経済移行国によるもの。先進国も努力すべき。
- ・キリマンジェロに対する影響は、水資源を脅かす等、直接的な問題がある。その他、マラリア、生物多様性の消失等。

- ・ アフリカにとって、適応が唯一できること。緩和と適応は、条約の目的を達成するために欠かせない。このセッションは緩和がテーマだが、適応措置も実施して欲しい。
- ・ 途上国の優先課題は貧困削減できる持続可能な開発。これは微妙なバランスに基づく。
- ・ 現在、CDM だけが技術に対するアクセスを促進するものとなっているが、それは非常に問題。もっとアフリカにとって役に立つルールに塗り替える必要あり。

ニュージーランド (パネリスト)

- ・ 科学者としては、10 年たっても全然緩和対策は十分とはいえない。
- ・ 運輸部門に対する対策が出来ていない。炭素税を来年導入する予定。
- ・ カーボンクレジットはオランダに売却する予定。
- ・ G77/China の国と同様に、我々の国も技術では遅れている。受け手である。
- ・ 炭素隔離、水素などは先の話、それらを理由に今何もしなくて良いわけではない。

ポーランド (パネリスト)

- ・ 石油、石炭ガスなどを輸出している発展途上国には、何かインセンティブを与えなくては解決できない。
- ・ 1990 年の GHG 排出量を 30% 下回っているが、GDP は約 50% 上昇した。経済成長をしながらでも、GHG 排出量は削減出来る。
- ・ 民間部門を取り組むことが大事。緩和が経済成長の妨げになってはいけない。

サウジアラビア (パネリスト)

- ・ 先進国が GHG 排出量を削減させるために石油輸出の減少から、2010 年までに年間約 \$ 190 億を失うと予測している。
- ・ 化石燃料を削減し、原子力発電に頼ることに反対する。
- ・ 発展途上国で石油燃料の輸出に依存する国には、補助金が必要。

COP11 について

2005 年 11 月 7 日 ~ 18 日開催予定の COP11 は、2005 年前半にホスト国を募ることになった。なお、COP11 は、京都議定書第 1 回締約国会合 (MOP1) と併せて開催される。

セミナーの開催について

全ての締約国の参加の下に、中・長期的な将来の行動に向けて、情報交換を通じた取組を開始することを決定した。国連気候変動枠組条約および京都議定書の下で実施される、今後のいかなる交渉、コミットメント、プロセス、枠組み、もしくはマנדート (指令) を侵すことなく、締約国会議は、次の事項について、非公式な情報交換を推進するべく、事務局に政府専門家セミナー (SOGE) の開催を要請した。

- 効果的かつ適切な気候変動対策を展開し続けるための締約国に対する緩和支援および適応支援に関する行動
- 国連気候変動枠組条約および京都議定書が規定する各国政府により採択され、既存の

コミットメント実施を支援する政策および措置

- ・全てのUNFCCC締約国は、セミナーで発表する機会を有する。
- ・附属書I締約国および非附属書I締約国の中からそれぞれ選ばれた専門家1名ずつがセミナーの共同議長となる。
- ・事務局はセミナー開催について下記の指針に従って締約国会議議長と協議する。
- ・セミナーでは1セッションが開催され、2005年5月の補助機関会合に続いて行われる。
- ・今回のセミナーは新たなコミットメントを導くような何らの交渉を開始するものではないことを念頭に置きつつ、締約国が検討出来るように、セミナー議事録が事務局によって提供される。

COP10 閉会

12月17日の予定されていた閉会時間を過ぎても非公式折衝が続き、翌18日の早朝にプレナリーは再開され、午前10時57分閉会となった。セミナーの提案、適応作業プログラム、最後発開発途上国基金(LDC基金)、気候変動特別基金(SCCF)および決定書5/CP.7(悪影響に関するUNFCCC4.8条と4.9条の実施)の実施の詳細などの未解決の問題の非公式折衝のために閉会時間が延びた。セミナーについては上記記載のように来年5月に開催することに決定した。決定書5/CP.7の実施に関する決定に加えられた適応作業プログラムについて、2003年5月に開催された保険関係行動に関するワークショップへの言及、およびツバルが気候変動にだけ言及するよう要求した「影響、脆弱性および適応に関するSBSTA作業計画」というセクションの題目について討議した後、締約国は決定書を採択した。LDC基金に関する決定書について議論も行われ非公式な折衝とプレナリーでの議論の後、締約国は合意に達することが出来ず、この問題をSBI22に先送りすることになった。

事務局発表によるCOP10参加者は6151名となり、昨年のCOP9の時よりも千人も参加者が増えた。これは、ロシアの京都議定書批准により同議定書が来年2月に発効することや世界各地で起こっている異常気象の影響により世界の人々の気候変動問題への関心が高まっていることを表している。

以 上